

土地開発事業等の手続きフロー（概要）

事業主 → 町

- 計画協議書または計画変更協議書の提出 ※受付…毎月10日締切
(10日が閉庁日の場合、次の開庁日)



町

- 東吾妻町土地開発事業等審査会の開催…毎月26日頃に開催
(審査会の内容…書類審査、現地踏査、事業主からの意見聴取、関係各課からの意見聴取)



町 → 事業主

- 町から審査結果（指摘事項）の通知…審査会后約2週間



事業主 → 町

- 事業主から審査結果に対する回答書（任意様式）の提出



町 → 事業主

- 町から承認の通知…回答書受理後約1週間



事業主

- 事業計画表示板の設置



事業主 → 町

- 事業主から工事着手届の提出…工事着手前に提出



事業主 → 町

- 事業主から工事完了届の提出…完了したとき速やかに



町

- 完了検査（状況により助言・勧告あり）